

苫小牧市中小企業融資制度要綱

産業経済部 産業振興室 商業振興課

目次

第1章 總則	1
第2章 資金	
第1節 中小企業振興資金	4
第2節 小規模企業經營改善資金	5
第3節 中小企業機械等購入資金	6
第4節 店舗近代化設備資金	7
第5節 中小企業環境保全施設資金	9
第3章 雜則	10
附則	10
別表1	11
苦小牧市中小企業融資制度運用方針	12

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）に基づき、市内中小企業等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、経営基盤の強化及び経営の安定を促進し、中小企業の健全な発展と振興を資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における企業の範囲及びその用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 資本金の額もしくは出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を営む者にあっては5,000万円、卸売業を営む者にあっては1億円、別表1に掲げる事業を営む者にあってはその業種ごとに同表に掲げる額）以下の会社。

イ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人、医業を主たる事業とする法人にあっては300人、別表1に掲げる事業を営む者にあってはその業種ごとに同表に掲げる数）以下の会社又は個人。

(2) 中小企業者等

中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会又は環境衛生同業組合をいう。

(融資対象)

第3条 この要綱における融資の対象は、第2条に掲げる者であって、次の各号に該当する者とする。ただし、第4条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 市内に独立した事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること。ただし、業歴1年未満の企業であっても、中小企業振興資金及び小規模企業経営改善資金の融資を受ける場合については、この限りでない。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 信用保証を付する場合の対象は、北海道信用保証協会の取扱い対象業種であること。
- (4) 許認可等を必要とする事業を営む者にあっては、その許認可等を受けていること。

(融資の種類)

第4条 この要綱における融資の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 小規模企業経営改善資金
- (3) 中小企業機械等購入資金
- (4) 店舗近代化設備資金
- (5) 中小企業環境保全施設資金

(貸付条件)

第5条 この要綱における融資の資金使途、融資限度額、融資期間、返済方法等の融資条件は、第4条に規定するそれぞれの資金について、この要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 貸付利率については、別に定める苦小牧市中小企業融資制度利率改定基準（以下「改定基準」という。）に基づき定めるものとする。
- 3 市は、改定基準に基づき貸付利率を改定した場合は、速やかに取扱金融機関へ通知するものとする。

(取扱金融機関)

第6条 この要綱における融資を取扱う金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 北海道銀行（市内在店）
- (2) 北陸銀行（市内在店）
- (3) 北洋銀行（市内在店）
- (4) 苦小牧信用金庫（市内在店）
- (5) 室蘭信用金庫（市内在店）
- (6) 北央信用組合（市内在店）

(融資あっせん機関)

第7条 取扱金融機関に対する融資あっせんは、苦小牧中小企業相談所（以下「あっせん機関」という。）が行うものとする。

(融資の申し込み)

第8条 融資を受けようとする者は、苦小牧市融資制度融資斡旋申込書に、各資金の定める書類を添付の上、融資あっせん機関へ申し込むものとする。

(融資のあっせん)

第9条 あっせん機関は、前条による融資あっせん申し込みを受けたときは、対象要件及び申し込み内容等の審査を行い、融資あっせんの適否を決定し、適當と認めるものについて、取扱金融機関へ苦小牧市融資制度斡旋書により融資あっせんを行うものとする。

(融資の決定)

第10条 あっせんを受けた取扱金融機関は、速やかに審査を行い、融資の諾否を決定し、融資を受けようとする者に対し苦小牧市融資制度決定通知書により通知しなければならない。

(融資の取扱い)

第11条 融資を受ける者は、この制度の趣旨を踏まえ、資金使途等、適正に利用しなければならない。

2 取扱金融機関は、この融資の実行に関して、他の融資制度と明確に区分して取扱い、歩積・両建預金の制限をしないこと。

(融資の原資)

第12条 市は、この融資制度の運用のため、予算の範囲内で融資枠を定め、取扱金融機関の融資の状況に応じて預託倍率により原資の預託を行うものとする。

(事務報告)

第13条 取扱金融機関は、月末ごとに苦小牧市融資制度貸付報告書（様式第1号）、苦小牧市中小企業融資制度利用実績報告書（様式第2号）を資金別に作成し、翌月10日までに市に報告すること。

- 2 取扱金融機関は、借受人が償還を終了した時は、中小企業融資制度完済報告書（様式第3号）及び小規模企業経営改善資金完済報告書（様式第4号）を作成し市に報告すること。
- 3 取扱金融機関は、貸付条件を変更した時は、中小企業融資制度貸付条件変更報告書（様式第7号）を作成し市に報告すること。
- 4 あっせん機関は、月末ごとにあっせん状況を資金別に作成し、翌月10日までに市に報告すること。

(調査等)

第14条 市は、融資に関し必要があると認めたときには、取扱金融機関又は融資を受ける者に対し、事業及び財務の状況について説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧もしくは資料の提出を求めることができる。

(融資の取消し)

第15条 市は、この制度の利用者について、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、取扱金融機関などと協議の上、融資の取消し、融資額の変更又は償還すべき元利金の全部もしくは一部を繰上償還させることができる。

第2章 資金

第1節 中小企業振興資金

(目的)

第16条 中小企業者等に対し、事業活動に必要な運転資金及び設備資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化及び経営の安定を図ることを目的とする。

(融資条件)

第17条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途	運転資金	設備資金
(2) 融資限度額	4,000万円以内	4,000万円以内
(3) 融資期間	10年以内(据置1年以内)	12年以内(据置1年以内) ※市長が特に必要と認めた場合は、2年以内の据置を認めることができる。
(4) 返済方法	割賦弁済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。	
(5) 融資利率	1年以内 年1.2% 1年超5年以内 年1.7% 5年超 年1.8%	
(6) 信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。	
(7) 連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。ただし保証付とする場合は北海道信用保証協会の定めるところによる。	

(必要書類)

第18条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 苫小牧市融資制度融資斡旋申込書
- (2) 前年、前々年の決算書、確定申告書
- (3) 会社は、現在事項全部証明書(3ヶ月以内のもの)
- (4) 市民税、固定資産税の領収書の写し又は納税証明書
- (5) 許認可が必要な業種は、許認可証の写し
- (6) 設備資金の場合は、見積書、仕様書、図面等
- (7) 創業計画書(業歴1年未満の企業に限る)
- (8) 株式等取得に関する資金の場合は、株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第8号)

第2節 小規模企業経営改善資金

(目的)

第19条 中小企業者に対し、事業活動に必要な資金調達の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象)

第20条 融資の対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。
- (2) 北海道信用保証協会の取扱い対象業種であること。

(融資条件)

第21条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途	運転資金	設備資金
(2) 融資限度額	2,000万円以内	2,000万円以内
(3) 融資期間	7年以内(据置1年以内)	15年以内(据置1年以内)
(4) 返済方法	割賦弁済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができます。	
(5) 融資利率	1年以内 1年超	年0.7% 年1.3%
(6) 信用保証	北海道信用保証協会の保証付とする。	
(7) 連帯保証人及び担保	取扱金融機関及び北海道信用保証協会の定めるところによる。	

(必要書類)

第22条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 苫小牧市融資制度融資斡旋申込書
- (2) 前年、前々年の決算書、確定申告書
- (3) 会社は、現在事項全部証明書(3ヶ月以内のもの)
- (4) 市民税、固定資産税の領収書の写し又は納税証明書
- (5) 許認可が必要な業種は、許認可証の写し
- (6) 設備資金の場合は、見積書、仕様書、図面等
- (7) 創業計画書(業歴1年未満の企業に限る)
- (8) 株式等取得に関する資金の場合は、株式等取得資金利用申請書兼許可書(様式第8号)

(信用保証料補給)

第23条 市は、この資金にかかる、信用保証料に対し、別に定める苫小牧市中小企業融資制度に係る信用保証料補給要領に基づき、信用保証料を補給することができる。

第3節 中小企業機械等購入資金

(目的)

第24条 中小企業者等の設備の近代化、合理化を促進するために必要な機械等の購入資金を融資することにより、企業の振興、育成を図る。

(融資条件)

第25条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途	設備資金
(2) 融資限度額	1企業 2,000万円以内
(3) 融資期間	10年以内（据置半年以内）
(4) 返済方法	割賦弁済
(5) 融資利率	年1.5%
(6) 信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。
(7) 連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。ただし保証付とする場合は北海道信用保証協会の定めるところによる。

(融資対象経費)

第26条 資金使途は設備資金とし、その主な内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 生産、加工、試験又は検査に使用する機械等の設置。
- (2) その他、市長が特に認めるもの。

(必要書類)

第27条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 苫小牧市融資制度融資斡旋申込書
- (2) 前年、前々年の決算書、確定申告書
- (3) 会社は、現在事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）
- (4) 市民税、固定資産税の領収書の写し又は納税証明書
- (5) 許認可が必要な業種は、許認可証の写し
- (6) 見積書、仕様書、図面等

第4節 店舗近代化設備資金

(目的)

第28条 中小商業者の店舗近代化に必要な資金を融資することにより、中小商業経営の近代化促進と地域の景観整備に貢献し、その振興を図る。

(融資対象)

第29条 融資の対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項第4号又は中小企業信用保険法第2条第1項第1号に該当するもののうち、物販小売業並びに飲食店を営むもの。ただし、飲食店については、常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であり、北海道信用保証協会の取扱い対象業種であること。なお、自動車小売業、燃料小売業、農耕用品小売業は除く。
- (2) 関係法令により設立の許可を受けた事業協同組合等。
- (3) 市内に店舗を有し、1年以上同一事業を営むもの。ただし、組合については設立後1年未満であっても対象とする。

(融資条件)

第30条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途	設備資金
(2) 融資限度額	1企業 5,000万円以内 1組合 8,000万円以内 テナント入店資金 1企業 2,000万円以内
(3) 融資期間	15年以内(据置2年以内)
(4) 返済方法	割賦弁済
(5) 融資利率	年1.3%
(6) 信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。
(7) 連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。ただし保証付とする場合は北海道信用保証協会の定めるところによる。

(融資対象経費)

第31条 資金使途は設備資金とし、その主な内容は、次に掲げるものとする。

(1) 店舗の新築及び増改築資金

- ア 店舗面積の80%以上を自店が使用する店舗とする。ただし、自店使用面積が80%未満については、自店使用建物分のみ対象とする。
- イ 建設付帯設備資金(冷暖房設備、給排水設備、照明設備、陳列台等の販売器具等)

(2) 組合が行う共同店舗建設資金

ア 店舗面積の80%以上を組合員が使用する店舗とする。

イ 建設付帯設備資金（冷暖房設備、給排水設備、照明設備、陳列台等の販売器具等）

(3) テナント入店に要する内装設備資金

(4) 不動産等購入資金

ア 自店が使用するための不動産及び土地購入資金。ただし、自店使用面積が80%未満については、自店使用分のみ対象とする。

イ 不動産の中古物件の取得については、改裝を伴うものとする。

(必要書類)

第32条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 苫小牧市融資制度融資斡旋申込書
- (2) 前年、前々年の決算書、確定申告書
- (3) 会社は、現在事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）
- (4) 市民税、固定資産税の領収書の写し又は納税証明書
- (5) 許認可が必要な業種は、許認可証の写し
- (6) 見積書、仕様書、図面等

第5節 中小企業環境保全施設資金

(目的)

第33条 中小企業者等が、その事業活動に伴って発生する公害を処理又は防止するための施設整備資金、環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設整備資金を融資することにより、環境保全対策の推進を図り、もって市民の生活環境を向上させ、企業の振興を図る。

(融資条件)

第34条 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途	設備資金	移転資金	低公害車導入資金
(2) 融資限度額	1件につき 3,000万円以内	1企業 2,000万円以内	
(3) 融資期間	10年以内（据置1年以内）		
(4) 返済方法	割賦弁済		
(5) 融資利率	年1.1%		
(6) 信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。		
(7) 連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。ただし保証付とする場合は北海道信用保証協会の定めるところによる。		

(融資対象経費)

第35条 資金使途は設備資金、移転資金及び低公害車導入資金とし、その主な内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ばい煙、粉じん、アスベスト、有毒ガス、騒音、振動、悪臭、汚水などの処理又は防止のための施設の設置又は改善に要する経費。
- (2) 公害防止のために工場、事業場などを移転するための建設、設置等に要する経費。
- (3) 産業廃棄物の処理、資源化もしくは再利用のために必要な施設の設置又は改善に要する経費。
- (4) 地球温暖化の防止に有効な施設等を導入する経費。
 - ア コージェネレーション施設、高効率給湯器、高効率照明器具（LED照明等）、建物の断熱構造化。
 - イ その他、エネルギーを効率的に利用する施設として市長が認めるもの。
 - (5) 自然エネルギーを活用する施設を導入する経費。
 - ア 太陽熱利用施設、太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス利用施設等。
 - イ その他、自然エネルギーを活用する施設として市長が認めるもの。
 - (6) 低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車、LPGガス車等）の導入経費及びその燃料供給施設設置経費。

(必要書類)

第36条 この資金における融資の申請にあたっては、原則として次の書類を提出するものとする。ただし、必要に応じ、個別に追加資料の提出を受けることができる。

- (1) 苫小牧市融資制度融資斡旋申込書
- (2) 中小企業環境保全施設資金計画書（様式第5号）
- (3) 前年、前々年の決算書、確定申告書
- (4) 会社は、現在事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）
- (5) 市民税、固定資産税の領収書の写し又は納税証明書
- (6) 許認可が必要な業種は、許認可証の写し
- (7) 見積書、仕様書、図面等

(完了届の提出)

第37条 設備等の工事は、原則として貸付年度内に完了すること。

- 2 融資を受けた者は、設備等の工事が完了したときは、速やかに完了届（様式第6号）をあっせん機関へ提出するものとする。
- 3 市及びあっせん機関は、完了届が提出された後に、必要に応じ設備等の設置状況を確認できるものとする。

第3章 雜則

(委任)

第38条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が関係機関と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市中小企業振興資金貸付要領、苫小牧市小規模企業経営改善資金貸付要領、苫小牧市中小企業機械等購入資金貸付要領、苫小牧市店舗近代化設備資金貸付要領、苫小牧市中小企業公害防止施設資金貸付要領、苫小牧市中小企業融資制度運用方針、苫小牧市中小企業機械等購入資金運用方針、苫小牧市店舗近代化設備資金運用方針は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際に、現に廃止前の苫小牧市中小企業振興資金貸付要領、苫小牧市小規模企業経営改善資金貸付要領、苫小牧市中小企業機械等購入資金貸付要領、苫小牧市店舗近代化設備資金貸付要領、苫小牧市中小企業公害防止施設資金貸付要領、苫小牧市中小企業融資制度運用方針、苫小牧市中小企業機械等購入資金運用方針、苫小牧市店舗近代化設備資金運用方針の規定に基づき融資を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 9月13日から施行する。

別表1

業 種	資本金もしくは 出資の総額	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

（中小企業信用保険法第2条第1項第2号の規定による）

苫小牧市中小企業融資制度運用方針

1 次のものは融資対象外とする。

(1) 北海道信用保証協会の保証対象外業種。ただし、従来からの対象業種を除く。

(2) 大企業の子会社の取り扱い。

ア 発行済株式の 50 %以上を大企業及びその役員が所有している企業。

イ 代表者又は事務所が大企業と同一であり、従業員が両社の事務を兼務している等、企業の独自性が認められない企業。

2 要綱第3条「市内に独立した事業所を有し」とは、次のとおりとする。

(1) 個人にあっては、市内に事業所を有している者。

(2) 会社にあっては、市内に本店登記又は支店登記を行っている者で、独自の財務諸表を作成し独立採算が明確な者。

(3) 個人から法人成りした者は、代表者が同一であり実質的に同一事業の継続が認められる場合は事業実績を通算する。

3 要綱第3条「市税」とは、次のとおりとする。

(1) 個人にあっては、個人市民税、固定資産税。

(2) 会社にあっては、法人市民税、固定資産税。

4 資金使途

(1) 設備資金は、設置又は取得に係る諸費用を含めることができる。

(2) 貸店舗等に入店するに必要な敷金・権利金・協力金又はこれに類する資金は運転資金とする。

(3) 市外に本店登記を有して市内に支店登記を有する会社の場合、資金使途は当該支店に必要な資金とする。

(4) 事業承継や企業活動の安定、拡大に必要な資金を対象とすることができる。

5 融資限度額

(1) 融資限度額は、その資金のあっせん申し込み時点における融資残高を含めるものとする。

(2) 貸付金の単位については、万円とする。

(3) 株式等取得に関する資金については、運転資金・設備資金問わず 1 貸出までとする。

6 次の資金は、融資対象外経費とする。

(1) 先行取得的土地購入資金 購入後 1 年以上自己使用しない土地の購入資金。

- (2) 売却対象不動産購入資金 売却を前提とする不動産購入資金。
- (3) 市外進出に要する資金。
- (4) 売却対象株式等購入資金 売却を前提とする株式等取得資金。

7 貸付条件の変更等

市は、借入人から貸付条件の変更の申し込みがあった場合は、取扱金融機関及び北海道信用保証協会と協議を行うことができる。

8 その他

苫小牧市中小企業融資制度に関する内容に変更等を要する場合は、苫小牧中小企業相談所と協議するものとする。